

令和元年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 目黒区監査委員決定）に基づき、次の（1）～（5）に掲げる15団体（重複する団体があるため実団体数は13団体）における平成30年度の事業を対象とした。

併せて、財政援助団体等に対する連絡調整、補助金交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における平成30年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

（1）出資・出捐、補助及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	30年度補助金	所管課
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	出資金 5百万円	事務局人件費・管理費 等補助 1億2,440万円	健康福祉 計画課

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。以下の表も同じ。

（2）出資・出捐及び補助を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	30年度補助金	所管課
公益財団法人 目黒区国際交流協会	出捐金 3億円	人件費・管理費等補助 3,468万円	文化・交流 課

（3）補助及び公の施設の管理の委任を行っている団体：3団体

監査実施対象団体	30年度補助金	所管課
駒場住区住民会議	団体活動への補助 108万円	北部地区サービス事務所
鷹番住区住民会議	団体活動への補助 108万円	中央地区サービス事務所
中根住区住民会議	団体活動への補助 108万円	西部地区サービス事務所

（4）補助金交付団体：4団体

監査実施対象団体	30年度補助金	所管課
目黒区商店街連合会	教育情報・広報事業、街路灯電気料金、 共通商品券事業等への補助 1,662万円	産業経済・ 消費生活課
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	一般運営、在宅福祉サービスセンター 運営、権利擁護センター運営、ボラン ティアセンター運営等への補助 1億8,209万円	健康福祉 計画課

社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	民間障害者福祉施設職員健康相談事業 補助、民間障害福祉サービス従業者養 成研修事業補助 82 万円	障害福祉課
社会福祉法人なずみ	[グループホームなずみ] 知的障害者グループホーム運営等 229 万円	障害福祉課
	[かみよんホーム] 知的障害者グループホーム運営等 52 万円	
	[窓月寮] 知的障害者グループホーム運営等 232 万円	
	[わかば] 知的障害者グループホーム運営等 41 万円	
株式会社さくらさくみらい	[さくらさくみらい都立大保育園] キャリアアップ補助、保育サービス推 進事業補助、宿舍借上げ支援事業補 助、賃貸料補助 2,921 万円	保育課
	[さくらさくみらい鷹番保育園] 民間保育所施設整備費補助等 1 億 6,503 万円	保育施設整 備課

(5) 公の施設の指定管理者：8 団体

監査実施対象団体	監査対象施設	指定期間	所管課
株式会社日比谷花壇	区民斎場（セレモニー目黒）	平成 30 年 4 月 ～令和 5 年 3 月	地域振興課
協栄・目黒体育協会グ ループ	砧野球場・砧サッカー場	平成 30 年 4 月 ～令和 5 年 3 月	スポーツ 振興課
社会福祉法人目黒区 社会福祉事業団 *	特別養護老人ホーム中目黒	平成 21 年 4 月 ～31 年 3 月	高齢福祉課
	母子生活支援施設みどり ハイム	平成 21 年 4 月 ～31 年 3 月	子ども家庭課
社会福祉法人いたるセ ンター	目黒本町福祉工房	平成 29 年 4 月 ～令和 9 年 3 月	障害福祉課
社会福祉法人和泉福祉 会	目黒保育園	平成 30 年 4 月 ～令和 5 年 3 月	保育課

駒場住区住民会議 *	駒場住区会議室	平成26年4月 ～31年3月	北部地区サー ビス事務所
鷹番住区住民会議 *	鷹番住区会議室	平成26年4月 ～31年3月	中央地区サー ビス事務所
中根住区住民会議 *	中根住区会議室	平成26年4月 ～31年3月	西部地区サー ビス事務所

*印の団体は、上記(1)又は(3)に掲げる団体と重複する。

2 監査実施期間

- (1) 公認会計士による会計書類調査
令和元年12月4日(水)から12月18日(水)まで
- (2) 事務局職員による書類調査等
令和元年12月20日(金)から2年1月15日(水)まで
- (3) 監査委員による監査
令和2年1月23日(木)から2月6日(木)まで

3 監査の着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業が目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務が適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

- (1) 出資・出捐団体
 - ア 事業は出資又は出捐目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
 - イ 会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (2) 補助金交付団体
 - ア 補助事業は補助目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
 - イ 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
 - イ 管理業務等に係る会計処理は適正に行われているか。
- (4) 所管課
 - ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
 - イ 補助事業に関する指導監督は適切に行われているか。
 - ウ 補助金の額の算定、交付方法、交付及び確定の時期、手続等は適切か。
 - エ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
 - オ 指定管理に係る委託金の額の算定及び委任手続等は適切か。

4 監査の方法

次の方法により監査を実施した。

- (1) 公認会計士による会計書類調査

監査対象団体のうち7団体について、公認会計士による会計書類調査を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

監査事務局職員による書類調査及び公認会計士に委託した会計書類調査の結果を参考にするとともに、監査資料調査、説明聴取及び施設の管理状況の確認の方法により監査を実施した。

なお、(1)～(3)の方法別の実施対象団体及び施設での管理状況の確認を行った団体は、別紙「監査実施対象団体一覧」のとおりである。

5 監査委員の除斥

監査委員のうち、佐藤昇監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、目黒区商店街連合会に関する監査には関与していない。

第2 監査の結果

1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体・指定管理者及び所管課の担当者に注意したので、速やかに対応を図られたい。

(1) 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（健康福祉計画課）

契約事務における業者への支払い事務（みどりハイム分）で、誤って他の事業者の口座に支払いをしてしまったため、正しい事業者への支払いが遅れ、誤って支払った事業者へ過誤額返金の手続きを行っていたものがあつた。今後このような会計処理がなされることのないよう必要な改善措置を講じられたい。

(2) 公益財団法人目黒区国際交流協会（文化・交流課）

財産の貸付は、公益財団法人目黒区国際交流協会に対する助成に関する条例第3条（財産の貸付け等）により可能であり、同施行規則第10条（財産の貸付け等の手続き）による手続きが必要である。しかし、団体が利用している書架（雑誌掛）については、区の備品シールが貼ってあり、文化・交流課交流推進係の所有する備品となっていて、団体に対する貸付等の手続きを行っていたのか不明な状態であつた。文化・交流課は、貸与物品の点検・確認を行って現況を正確に把握した上で、物品管理台帳の更新を行われたい。

(3) 株式会社日比谷花壇（地域振興課）

ア 基本協定書第27条において、毎年度終了後、事業報告書として管理経費等の収支状況等を区に提出することになっているが、収支報告の支出に計上されている経費について、各勘定科目の明細と一致していないもの、明細に記載されている内容と証ひょうの金額が一致していないものがあつた。また、証ひょうが行方不明になっているものや、二つの勘定科目で二重に計上されていたものも見られた。これらは指定管理経費の会計処理を会社全体の会計処理システムで行っており、他の業務の会計との区分がされてい

なかったため、会計書類調査の際、証ひょう書類等不明、金額の不一致につながったものである。

指定管理者は、会計帳簿類及び証ひょう書類については、随時確認を徹底し、区の求めに応じていつでも提示できるよう適切に管理されたい。また、地域振興課においては、適宜、会計処理の状況を確認し、十分に指導・監督を行われたい。

イ 基本協定書第30条において、目黒区監査委員により経理などの状況についての監査の請求があった場合、これを受けなければならないとあるが、公認会計士と監査事務局職員による現地調査において、「貸金台帳」の提示がなかった。理由は令和元年度「労働環境モニタリング」実施時に提出したためということだった。しかし、「労働環境モニタリング」は従業員の労働環境についての調査であり、経理状況の調査ではない。また、「労働環境モニタリング」の調査結果は9月に報告されており、12月の当監査時には既に終了しているにもかかわらず、提示をしなかったことになる。指定管理者は、会計帳簿類及び証ひょう書類については、区の求めに応じていつでも提示できるよう、適切に管理されたい。また、地域振興課においては、監査への協力について、指定管理者の指導を十分に行われたい。

(4) 協栄・目黒体育協会グループ（スポーツ振興課）

経理規程が制定されておらず、財産管理を行うべき指針がなかった。内容的には、小口現金の保有上限額を定め、承認及び決裁権限の金額基準を明らかにすることなどが必要である。指定管理者は早急に経理規程を定めるとともに、経理担当者への周知徹底を図られたい。また、スポーツ振興課においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導・監督を行われたい。

(5) 鷹番住区住民会議（中央地区サービス事務所）及び中根住区住民会議（西部地区サービス事務所）

補助金の申請条件には事業計画書の添付が求められている。総会の前に申請することになるため、交付条件に総会で決定後、決定した旨、又は変更した旨を記載した事業計画書を改めて区に提出することになっている。しかし、その提出がなかった。団体は、交付条件の順守に努められたい。中央地区サービス事務所及び西部地区サービス事務所は、交付条件の順守を確認し、適切に指導、監督を行われたい。

目黒区商店街連合会、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会、社会福祉法人いたるセンター、社会福祉法人なずみ、社会福祉法人和泉福祉会、株式会社さくらさくみらい、駒場住区住民会議の7団体は、指摘すべき事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 出納体制（金銭等の管理）について

現金、預金通帳、銀行印、金庫の鍵や、ネットバンキングのアカウント・パスワード等の管理においては、一人の職員が取り扱うのではなく、定期的な確認など、内部けん制の観点から、複数人による関与が必要となる。また、預金通帳と銀行印は、別々のところで

保管することが求められる。

しかし、今回の監査では、こうしたものを担当者が一人で管理する体制等をとっている指定管理者が複数見られた。

出納体制の不備は事故を招く直接の要因となりうる。事故が発生した場合には、区が支出した管理経費の適正な執行にも問題が生じている可能性が高い。

各所管課においては、このような状況を踏まえ、指定管理者や団体に対して、必要な出納体制の改善を促し、また、そうした事務に対する注意喚起を改めて行われたい。

(指定管理施設所管課、補助金交付事業所管課)

(2) 賞与引当金及び退職給付引当金について

公益法人会計基準や社会福祉法人会計基準の取扱いにおいて、賞与引当金(決算において、次期に支給される賞与で、当期に発生している分の見込額)と退職給付引当金(決算において、将来支給する退職金のうち、当期末までに発生していると認められる分の見込額)は、該当する費用が生じている場合、それを計上することが原則となっている。

今回の監査において、職員の賞与や退職金を、区の補助金から支出している団体に係る両引当金の計上状況は次のとおりである。

団 体 名	引当金	金額 (相当額)	計上の有無
公益財団法人 目黒区国際交流協会	賞 与	1 5 9 万円余	未計上
	退職給付	1, 2 7 5 万円余	未計上
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	賞 与	9 3 7 万円余	計上済
	退職給付	1 1, 3 7 3 万円余	計上済
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	賞 与	1 8, 5 1 8 万円余	計上済
	退職給付	4 3, 9 2 1 万円余	未計上

※ なお、社会福祉事業団の退職給付引当金については、令和元年度決算から計画的に計上していくことが予定されている。

現状では、団体により扱いが異なっている。区としても既に課題認識はあり、退職給付引当金に関しては、平成22年2月17日付目企政第1483号「公益法人等の見直し検討に係る指針の追加提示について」により、適切な共済制度への加入、自主財源等による積立、対応困難な場合の区と団体の協議などの考え方を明らかにしてきた。しかし、その後の状況からは、示された方針に基づく検討が進捗していない団体が見られる。

そこで問題となるのが、地方公会計の関係である。本区では、現在、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、各特別会計も含めた「目黒区財務書類」がまとめられている。第三セクター等の関連団体との連結財務書類の作成は、現在作業が進められており、いずれ公表される見込みである。

地方公会計に取り組む趣旨のひとつには、両引当金のようなコスト情報の「見える化」があげられている。しかし、現状のままそれらが未計上の関連団体との決算を連結しても、区の会計において団体の引当金に相当する費用を新たに計上するわけでは当然ないので、そのような債務は見えてこない。いわば簿外債務化してしまう。

こうしたことから、両引当金の計上に係る課題は、改めて対応が必要となってきている。

現状で、それらが計上済あるいは今後計画的に計上予定の団体がある一方で、いまだ対策が未定のところも見受けられるので、適切な処理に向けて検討を進められたい。

(経営改革推進課、財政課、補助金交付事業所管課)

(3) 駒場住区住民会議関係

昨年所管課へ提出された、補助金に係る執行状況の内訳を示す活動結果報告書の内容に漏れがあることなどが監査の中でわかり、その一部が差し替えられるところとなった。

住区住民会議には、実績報告書や活動報告書を提出する際のチェックの強化を改めて指導されたい。

所管課においては、補助金の実績報告の際に提出される書類の内容を十分に精査し、誤りがあれば速やかに修正を求めるなど、適正な業務執行の徹底が求められる。

(北部地区サービス事務所)

(4) 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団関係

社会福祉事業団においては、平成30年2月に策定された第三次経営計画により、財源確保の取組を進めて、区からの本部運営補助金(年9,200万円)を令和6年度から廃止することなどが計画されている。

平成30年度事業報告によれば、事務局と区で、見直しの協議が進められ、具体策の検討にも着手されているところである。団体において、これほどの規模の補助金削減等を主体的に打ち出した事例は過去になかったと思われ、今後の進捗状況が注目される。

区としては、こうした社会福祉事業団の経営努力が実を結ぶように、必要な協議を重ねながら、その支援に努められたい。

(健康福祉計画課)

(5) 社会福祉法人いたるセンター(目黒本町福祉工房)関係

目黒区立目黒本町福祉工房の管理に関する基本協定書第21条の規定では、指定管理者は翌年度の収支予算を含む事業計画書を提出し、区の確認を得なければならないとされている。さらに、この事業計画書の変更は、区と指定管理者の協議により決定することにもなっており、事業計画書による一定の統制のもとに施設を管理する原則が定められているところである。

これは、年間の事業計画とその裏付けとなる収支予算等を事前に提示させ、区が内容の妥当性を確認することにより、指定管理者に施設の適切な管理を確実に行わせるための仕組みと考えられる。

ところが、提出された平成30年度収支予算では、売上等が当然生じる福祉の店の予算が収支ともに0円となっていることや、水道光熱水費(事務費支出)の予算が過去実績の約10倍で組まれていることなどの点が見られた。予算編成の不備と、そのチェック不足は明らかである。

指定管理者に対し適正な収支予算を組むことを指導するとともに、所管課においては、事業計画書や事業報告書・決算書の十分な点検を徹底されたい。

(障害福祉課)

3 まとめ

今回の監査結果では、改善すべき点がいくつか見られたが、全体とすれば、指定管理者の管理業務や団体の事業は、区の費用支出等の目的に沿って適切に運営されており、所管課の団体に対する指導・監督等の事務執行もおおむね妥当であった。

今後も、補助金や指定管理に係る委託料の適切な算定等に努めるとともに、各団体において効果的かつ効率的な事業執行や適正な会計処理等がなされるように留意されたい。さらに、補助事業や指定管理業務等の検証・評価を十分に行い、それらを踏まえて積極的に見直しを図るなど、所管課として期待される役割を一層果たしていくことを望む。

以 上

監査実施対象団体一覧

(1) 公認会計士による会計書類調査

団体名等	実施日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団【出資金】、本部【補助金】	12月4日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 みどりハイム【指定管理】	12月5日
協栄・目黒体育協会グループ 砧野球場・砧サッカー場【指定管理】	12月6日
公益財団法人 目黒区国際交流協会【出捐金】・【補助金】	12月9日
社会福祉法人 和泉福祉会 目黒保育園【指定管理】	12月11日
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会【補助金】	12月12日
社会福祉法人 いたるセンター 目黒本町福祉工房【指定管理】	12月13日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム中目黒【指定管理】	12月17日
株式会社 日比谷花壇 セレモニー目黒【指定管理】	12月18日

(2) 監査事務局職員による書類調査

団体名等	実施日
目黒区商店街連合会【補助金】	12月20日～ 1月15日
駒場住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
鷹番住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
中根住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
社会福祉法人 なずみ グループホームなずみ【補助金】、かみよんホーム【補助金】、窓月寮【補助金】、わかば【補助金】	
株式会社 さくらさくみらい さくらさくみらい鷹番【補助金】、さくらさくみらい都立大【補助金】	

※ 上記(1)の団体に係る所管課の書類調査も同日程で実施した。

(3) 監査委員による監査(説明聴取等)

団体名等	実施日
公益財団法人 目黒区国際交流協会	1月23日
○ 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	1月27日
☆ 中根住区住民会議	
★ 株式会社 さくらさくみらい	1月29日
○ 社会福祉法人 和泉福祉会	
☆ 鷹番住区住民会議	
☆ 駒場住区住民会議	1月31日
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	2月3日
★ 社会福祉法人 なずみ	
社会福祉法人 いたるセンター	
目黒区商店街連合会	2月6日
協栄・目黒体育協会グループ	
株式会社 日比谷花壇	

※ ☆印の団体は、現地にて説明聴取及び指定管理施設の管理状況の確認を行った。

※ ○印の団体は、指定管理施設の管理状況を現地で確認した。

※ ★印の団体は、補助金交付対象施設の現地視察を行った。